

桐蔭横浜大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

検証結果

貴大学法科大学院から提出された検証結果報告書等を検証した結果、貴大学法科大学院が実施していた過度な司法試験対策に対する検証状況について、適切な取組みがなされたものと判断する。

よって、次年度以降については、検証結果報告書等の提出を要請しないこととする。

総 評

(1) 検証結果報告書等の提出要請の趣旨

本協会は、2008(平成20)年度の本協会法科大学院認証評価結果に際し、貴大学法科大学院に対し、「過度な司法試験対策の実施」に関連して、桐蔭法曹教育研究センターが主催して実施してきた司法試験対策、また、貴大学法科大学院が実施していた「学修指導室・学修指導ゼミ」「新旧司法試験の短答式試験の体験受験」「夏季学習支援プログラム」について、法科大学院制度の理念に反することのないよう、その実施の規模や内容について検証することを強く求め、かつ、この問題は、法科大学院制度の理念にも関わる重大な問題であることに鑑み、貴大学法科大学院における検証結果報告書を2013(平成25)年度まで毎年提出するよう要請した。

(2) 2009(平成21)年度に提出された資料

前記の判断を受けて、貴大学法科大学院より、2009(平成21)年10月末までに、以下の検証結果報告書および資料が提出された。

2009(平成21)年度提出された資料は、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」「平成19年度文科省法科大学院設置計画履行状況調査留意事項」に対する本法科大学院の報告書(平成20年4月1日現在)、「判例百選読み込みゼミの開始について」「2009年用桐蔭横浜大学法科大学院入学案内」「2010年用桐蔭横浜大学法科大学院入学案内」であった。

(3) 2009(平成21)年度の本協会法科大学院認証評価委員会の判断

本協会法科大学院認証評価委員会では、上記資料を慎重に検証した結果、貴大学法科大学院が示した過度な司法試験対策の実施に対する検証状況には、一定の取組みが認められたものの、いずれの点についてもどの程度の検証を行ったのかを十分に把握できる資料が貴大学法科大学院から提出されず、本協会法科大学院認証評価委員会では、その検証が十分なものであるかを判断するに至らず、なお今後の取組みを踏まえ、その検証を行っていく必要があると判断し、引き続き次年度も、これらの検証状況が十分に把握できる資料を含

む改善に向けた検証結果報告書等の提出を要請することとした。

(4) 2010(平成22)年度に提出された資料

前記の判断を受けて、貴大学法科大学院より、2010(平成22)年10月末までに、以下の検証結果報告書および資料が提出された。

今回提出された資料は、「平成22年度 認証評価結果の付記事項に関する検証結果報告書」「平成22年度第68回法科大学院教授会議事録」である。

(5) 本協会法科大学院認証評価委員会による検証内容

本年度においても、昨年度に引き続き、上記検証結果報告書等にもとづき慎重に検証を行った。

なお、昨年度の貴大学法科大学院の検証状況および本協会法科大学院認証評価委員会の判断については、以下のとおりである。

第1に、「桐蔭法曹教育センターが主催して実施してきた司法試験対策」については、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、桐蔭法曹教育センターは、現在、解消されていると報告されている。

第2に、「学修指導室・学修指導ゼミ」について、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、「学修指導ゼミ」は、法科大学院の学生へ自学自習を支援するものとして、桐蔭横浜大学法科大学院の出身で新司法試験を合格した若手弁護士(2名)が学生の要望に応じて、1年間、週2回「判例百選」の解説を行っているもので、もっぱら在学生の基礎学力の養成を図るものであって、司法試験受験のための答案練習のような性質ではないと報告されている。また、同じく「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、「学修指導室」は、「学修指導ゼミ」を体系的に調整するための便宜上の名称で常設のものではないと報告されている。

第3に、「新旧司法試験の短答式試験の体験受験」については、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、本協会からの指摘を機に廃止したと報告されている。

第4に、「夏季学習支援プログラム」については、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、本協会からの指摘を機に廃止したと報告されている。

しかしながら、本協会法科大学院認証評価委員会は、上記のいずれの点についてもどの程度の検証が行われたのか、十分に把握できるだけの資料が貴大学法科大学院から提出されなかったため、十分な取組みがなされているとまではいえないと判断した。

本年度提出された「平成22年度 認証評価結果の付記事項に関する検証結果報告書」によれば、認証評価結果の付記事項に関する現状は以下のとおりである。

まず、「桐蔭法曹教育センターが主催して実施してきた司法試験対策」については、すでに解散しており、当時の責任者への確認もなされ、これ以上の対応は困難であるとされる。

つぎに、「学修指導室・学修指導ゼミ」については、本年度、執行部(研究科長および専攻長)が変わり、新執行部の判断により、廃止されたとされる。

また、「新旧司法試験の短答式試験の体験受験」および「夏季学習支援プログラム」につ

いても、昨年度の報告のとおり、すでに廃止されたものとされる。

なお、上記の各対応については、「平成22年度第68回法科大学院教授会議事録」においても確認することができた。

(6) 本協会法科大学院認証評価委員会の検証結果

本協会法科大学院認証評価委員会は、「桐蔭法曹教育センターが主催して実施してきた司法試験対策」「学修指導室・学修指導ゼミ」「新旧司法試験の短答式試験の体験受験」「夏季学習支援プログラム」について、いずれも廃止措置が取られており、適切な取組みがなされたものと判断する。よって、本年度までの検証を踏まえ、現在の方針・体制を堅持することで、今後も適切な状況が維持されるものと認められるため、次年度以降については、検証結果報告書等の提出を要請しないこととする。